



後期高齢者医療制度の堅持に関する意見書

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度を見直し、超高齢化社会に於いても持続可能な新たな制度創設の必要性から、関係者や有識者が約10年以上に及ぶ抜本改革の議論を重ね、平成20年4月から施行された制度であります。

現行制度は、高齢者の医療費に対する負担の明確化、世代間及び高齢者間の保険料負担の公平化、都道府県単位による財政運営の安定化を目指し創設されましたが、当初は制度の周知不足や高齢者に対する配慮不足、更にはマスコミからの批判など制度の趣旨や内容が誤解され、本医療制度に対する不信と不安を招くことになりました。

このため制度施行当初から幾多の見直しが行われ、また、広域連合、市町村においても制度の普及と見直しに対応しながら混乱期を乗り越えてまいりました。幸いにも給付内容が老人保健制度とほぼ類似していたこともあり、高齢者の本制度に対する認識も高まりようやく定着してきたところであります。

この度、政権交代にあたり「後期高齢者医療制度の廃止」がマニフェストに掲げられていますが、本制度を廃止することになると、高齢者はもちろんのこと国民生活に与える大混乱や高齢者医療そのものが確保されなくなることが危惧されます。また、制度を支え制度の安定的定着のため改善を重ねている最中の広域連合や市町村の現場にも再び多大なる負担と混乱が生じることを懸念いたします。

以上のことから、後期高齢者医療制度は国民生活の中に定着できるよう必要な見直しを加えながら堅持することを強く願うものであります。

よって、本市議会は下記の通り、意見書を提出いたします。

記

- 1 速やかに対応すべき課題、短期的な課題、中長期的な課題を整理し、制度の根幹を維持し、廃止は行わないこと。
- 2 制度の見直し等に当たっては、地方公共団体の意見を十分に聴取すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月18日

栃木県大田原市議会



意見書 提出

9月定例会最終日に議員提案第7号として「後期高齢者医療制度の堅持に関する意見書」(案)が上程され、本会議において可決されました。本意見書につきましては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣へ送付いたしました。

議会日誌

7月



8日 茨城県潮来市議会来訪 (総務常任委員会)

9日 議会運営委員会 (臨時会)

15日 第五回市議会臨時会

22日 岡山県井原市議会来訪 (総務文教常任委員会)

23日 広報委員会

28日 建設産業常任委員会所管事項現地調査

30日 栃木県市議会議長会議・議員研修会(矢板市)

8月



12日 全員協議会(定例)

地域医療等調査特別委員会

地方行政等調査特別委員会

地域環境等調査特別委員会

9月



26日 市主催講演会

27日 県北五市議長会議

31日 議会運営委員会(定例会)

7日 第六回市議会定例会招集(本人出席)

9日 本会議(一般質問)

10日 本会議(一般質問)

14日 総務常任委員会

15日 民生常任委員会

16日 建設産業常任委員会

18日 文教常任委員会

16日 決算審査特別委員会

18日 議会運営委員会

30日 本会議(議決)

30日 全員協議会(定例)

那須市町村議会議長会議

議員研修会